

平成28年度

第8回 阿波市教育委員会定例会会議録

阿波市教育委員会

平成28年度 第8回 阿波市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成28年11月28日(月)
開会 午後2時00分
閉会 午後2時45分
- 2 場 所 阿波市役所 本庁 3階 306会議室
- 3 出席委員
委 員 長 重 清 由 充
委 員 森 勝 正
委 員 庄 野 憲 二
委 員 西 淵 利 江
委員(教育長) 坂 東 英 司
- 4 会議出席者
教 育 次 長 後 藤 啓
教 育 次 長 高 田 稔
教 育 総 務 課 長 猪 尾 正
学 校 教 育 課 長 成 谷 史 代
社 会 教 育 課 長 松 原 美 子
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 野 崎 順 子
(書記) 教 育 総 務 課 係 長 原 井 亜 紀
- 5 付議事項
 - (1) 前回会議録の承認について
 - (2) 教育長の報告について
 - (3) 準要保護の認定について
 - (4) その他

会議の大要は、次のとおり。

【重清委員長】定例会を開会する旨を告げる。

(1) 前回会議録の承認について

【重清委員長】送付いただいております会議録について何かございますか。

〈質 疑〉

なし

【重清委員長】「前回会議録について」を承認する旨を告げる。

(2) 教育長の報告について

【重清委員長】教育長に報告を求める。

【坂東教育長】10月25日から11月28日までの主だった教育委員会行事について報告。

〈質 疑〉

【重清委員長】11月は人権についての講演会等がございましたが、土成中学校3年生の生徒さんが中学生人権作文コンテスト県大会1万4,510編の中で第1席という大変素晴らしい成績を修められていました。

【坂東教育長】全国でも11人の中の一人に選ばれたということです。

【重清委員長】素晴らしいですね。こういった生徒さんが一人でも多く育てていただきたいし、少しでも多くの方に読んでいただいて、人としてのあり方、心のもち方を感じ取っていただきたいなと思いました。

【森委員】竹内先生の人権教育講演会ですが、良かったですね。感動しました。生徒もあのお話を聞いて心を揺さぶられるものがあったのではないのでしょうか。心のリフォーム学級では最近参加者が少ないようですが、良い講師に来ていただければ聞いてくれる人も増えるのではないかと思います。これからも良い講師を呼んでいただきたいと思います。

【西淵委員】竹内先生のお話は子どもたちが人権について、また障がい者との関わりについて考える良い機会だったのですが、母親も父親もともに聞いていただきたいくらい大変良いお話でした。広報にも掲載されていたのですが、学校の方にも事前に周知してもらおう等協力していただき、より多くの保護者の方、子育て世代の方に聞いてもらえるようお願いできればと思いました。

【重清委員長】プリントは渡すけれども声かけができていない。「渡したよ。」で終わっているようではもったいないですね。

【西淵委員】できるだけ早い段階で学校の方からご一報いただけたら、休みを取って聞きに来られた保護者の方もいらしたのではないのかなと思いました。

【庄野委員】 一条小学校と柿原小学校で人権の授業を見させていただきましたが、自分の気持ちや考えを言えるような子に育てていかないといけないと強く感じました。しっかり言えている子もたくさんいましたが、言えなくて自分の心の中に持ち続け、事件になったりすることが今もよく起こっています。竹内先生のお話を聞いて、子どもたちが自分の考えをしっかりと人に言えるようになったり、ともに助け合えるようになれると素晴らしいなと思いました。

【重清委員長】 実は、昨年9月25日に竹内先生が三好市池田中央公民館でご講演をされた際に、ご挨拶をさせていただく機会がありました。阿波市も1年待ったかひがあり、11月8日、9日の2日間、市内の4中学校でご講演いただきました。奥様とお二人でおいでになられていて、「生徒たちから感謝の言葉をいただいたとき、聞いたこと思ったこと感じたことを素直に言ってくれて、私の心にも響きました。」と先生の喜びの声を伺うことができ、奥様も一緒に感動されておりました。「皆さまにもよろしく。」とおっしゃられていました。私もアエルワで拝聴させていただきましたが、本当に良い講演会だったと思います。広報の仕方も考えて、できるだけたくさんの方に聞いていただきたいと思いました。

【重清委員長】 「教育長の報告について」を了承する旨を告げる。

(3) 平成28年度教育委員会一般会計補正予算（第5号）について

【後藤教育次長】 平成28年度教育委員会一般会計補正予算（第5号）について説明。

〈質 疑〉

なし

【重清委員長】 「平成28年度教育委員会一般会計補正予算（第5号）について」を了承する旨を告げる。

(4) 準要保護の認定について

【成谷学校教育課長】 準要保護の認定について説明。

〈質 疑〉

なし

【重清委員長】 「準要保護の認定について」を了承する旨を告げる。

(5) その他

【重清委員長】委員、事務局に何かあるか尋ねる。

【高田教育次長】前回の教育委員会の際に、色覚異常の配慮について十分お答えができていなかったのを、簡単に調べてまいりました。学校保健法施行規則が一部改正になって平成26年に通知が出ております。平成15年度からは色覚検査はなくなっていたのですが、児童生徒が自分の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職にあたって初めて色覚による就業規制に直面するという実態や、保護者等に対して色覚異常及び色覚検査に関する基礎事項についての周知が十分できていなかったという指摘があり、児童生徒や保護者に事前の同意を得て、個別に検査・指導を行うなど、必要に応じて適切な対応ができる体制を整えること。そして、教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、様々な指導において色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行うようにというような通知です。そこで阿波市では、平成28年度から小学校1年生の2学期以降に本人や保護者の同意を得て、養護教諭や担任教諭が検査を行うことになっております。これは任意の調査になりますので、現在、保護者に希望を取っているところです。平成29年度以降は小学校1年生を対象として希望者に実施するということになっております。さらに学校への対応についても簡単にまとめてみました。①未知の色覚異常が存在していることを意識して授業にも校内設備にも配慮する必要がある。②色の誤認回避の原則は、色で見分けないこと。これについては、ある程度教員が意識しなければならないと思っております。③説明には色のみで表現せずに、ものの名前でも表現したり、形や位置などを説明するなどの配慮が必要である。緑色の黒板に赤色のチョークは非常に見にくいということは以前から言われておりましたが、最近は赤チョークを避ける先生が多いと聞いております。事前に色覚異常の児童生徒がいることがわかっている場合は、保護者と相談しながら蛍光チョークを使ったことがあるという先生もいらしたようです。ただ、それを使ったからすべて大丈夫だということは一概に言えないということも聞いております。また進路指導についてですが、労働安全衛生法の規制等の改正により、現在では採用時に根拠なく色覚で制限しないこととなっておりますが、それでも一部の業種や資格試験において、現在も厳密な制限が設けられている職種があります。ただし、高校入試等では制限は一切ございません。以上です。

【重清委員長】保護者でも子どもの色覚異常に気付いてない方もいらっしゃいますよね。全員に受けていただいた方がよいように思うのですが、希望されない方もいるのでしょうか。

【高田教育次長】ある学校に聞いたら、クラスで2、3人くらいは受けないという回答があったようです。

【重清委員長】来年度は1年生を対象にということですが、これも希望者のみに実施ということですね。

【高田教育次長】はい、任意になります。

【庄野委員】色覚検査は1年生では難しいのではないのでしょうか。

【高田教育次長】数字等が難しければ、同じようなものを書いたりすることで意思表示はできると思います。

【重清委員長】小学校入学の際に保護者から担任に色覚検査についての要望が上がればいいのですが、学校側から児童一人ひとりの保護者に「健康面で何かありませんか。」ということはお聞きしますよね。その時に色覚異常について何も報告がなかった場合、先生からお聞きすることはないのでしょうか。

【高田教育次長】今までは差別につながるおそれがあるということで、保護者や大人の方が周りに伝えなかったという現実があったと思います。この頃はカラーバリアフリーの世の中になりつつありますので、以前のような見方はされないようになってきていると思います。

【重清委員長】一部の業種や資格試験において、現在も厳密な制限が設けられていることについて保護者も把握しておらず、進路選択の際に困るということがあった場合を考えると、どのようにお伝えしておくべきなのか難しいですね。やはり、できるだけ保護者に理解していただき検査を受けていただく方が良いですよ。

【高田教育次長】そうですね。わかっていればそれなりの準備や対応もできますので。

【重清委員長】ほかにございませんでしょうか。

【森委員】小規模建物の耐震の件ですが、新聞に阿波市でもできていない建物があると載っていましたが、今後の対応は変わっていくのでしょうか。

【後藤教育次長】現実に小さな物置や部室などの耐震診断はできておりません。何を優先させていくかということもあるのですが、教育委員会では非構造部材の耐震を優先させたいということで話をしています。ですから、窓ガラスにフィルムを貼るとかバスケットのリングや天井が落ちないようにするなど、大規模改修と耐震とを併せてやっているのですが、大規模改修をした時に天井を触っていないところもあります。平成29年度はそういったところをもう少し綿密に調査をして、工事費がどれくらいいるのか試算しながら、また耐震診断ができていない建物をどうするのかも含めて、全体を見ながら検討したいと思っております。実際、県内8市の中でも小さい建物についてはできてないというのが現状だと思います。これから合併特例債の期限も到来しますし、交付税が段階的に10億くらい減りますので、新たな施設をどうするのか、耐震をどうするのか非常に微妙なところだと思います。現実に合併して一番に耐震や大規模改修をしたところは既に10年を過ぎておりますので、それが今度いつできるのかということになりますと思います。現在、契約管財課で市の公共施設の総合管理計画を立てています。今年度中におそらく個別の管理計画の案ができると思います。財政と協議しながら市の公共施設の優先順位をつけ、市全体としてどういうふうに計画を立てるのか。それが出てこない

総事業費が決まりませんので、総事業費を決めたうえで優先順位をつけて財政計画を立てながらでないと、やはり教育施設等の整備にはお金は必要ですので、そういったところを含めて全体で検討していく必要があると思います。そのようなことから、耐震診断ができていない建物にはなかなか辿り着かないというのが現状ではあると思います。

【森委員】 ああいうかたちで新聞に載ってしまうと、プールの更衣室で子どもが更衣をしている時に地震があったら、「なぜあの時しておかなかったんだ。」という話になる気がします。色々な事情もあるとは思いますが、子どもが授業で使うところは優先的にしていただきたいと思います。

【重清委員長】 本日の議事が全て終了したので、閉会する旨を告げる。

閉 会

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成28年11月28日

委 員 長

委 員

委 員

委 員

教 育 長

教育総務課係長